

学校施設等跡利用方法の決定について

旧昭和小学校及び旧西中学校（校舎）の跡利用方法について、8月1日（月）から8月22日（月）まで実施しました意見提出手続（パブリックコメント）を経て、庁議において決定しましたので、お知らせします。

■跡利用方法

1 対象施設：旧昭和小学校

現在の跡利用方法
未決定



跡利用方法
「公用又は公共用に供する施設として利用」

2 対象施設：旧西中学校（校舎）

現在の跡利用方法
「教育施設・用地として売却・貸付」



変更後の跡利用方法
「総合教育センターとして利用」
※旧西中学校（運動場）については、引き続き「教育施設・用地として売却・貸付」とします。



【問い合わせ】
共創企画部 企画課 企画戦略担当
担当 森下・曾我
TEL 0277-46-1111（内線524）